

平成 28 年 9 月 24 日

平成 27 年度愛光学園同窓会 理事会 議事録

日時 平成 28 年 9 月 24 日（土） 17：30～18：50

場所 伊予鉄会館 3 階

出席者 理事 41 名

1. 会長挨拶（亀井会長）

「今年は学園創立 64 周年だが、70 周年に向けて協力体制を同窓会としても求められると思う。また各地区・支部より理事会に報告のためご参加の皆様に感謝申し上げます。」

2. 理事会

① 平成 27 年度事業報告・決算報告・監査報告

事業報告・決算報告：愛光学園同窓会担当教諭 山一 巖（35 期）先生より説明

有光(5 期)氏「5 期の物故者に追加あり、総会資料に追加してもらいたい。後ほど事務局に報告する。」

監査報告：監事 菊池 博俊（23 期）氏より報告

「9 月 7 日に正副会長同席の上、監査を行った。通帳、領収書など関係書類を確認した結果、適正に処理されていたので、ここに報告する。名簿作成にかかる費用について、前回の第 11 号は特別会計として処理していたが、簿外扱いではなく今回は本予算に仮受金・仮払金の形で処理するようお願いした。」

＜原案通り決議・成立＞

② 会則改訂について

別添資料に基づき説明～変更箇所のみ表記

現行	改訂案	コメント
平成 26 年 11 月 1 日 愛光学園同窓会会則 第 3 条 本会は、次の会員を持って組織する。 (1)正会員：本学園の卒業生、<u>及び在学した者</u>で理事会の承認を得た者 第 4 条 本会の本部は、愛媛県松山市衣山 5 丁目 1610 番地 1 愛光学園内に置く。必要に応じ、<u>理事会の承認を得て</u>支部を置くことができる。 第 5 条 本会は、目的を達するために、次の事業を行う。 (2) <u>会員名簿の発行</u> (3) 同窓会活動における<u>適切な事業</u> 第 6 条 本会に、下記の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 常任理事 若干名 (4) 理事 各期 1 名、<u>各期幹事 若干名</u> (5) 監事 2 名 第 7 条 会長は、<u>総会で正会員中より選挙する</u>。 その他の役員は、会長が<u>総会の承認を得て、正会員中よりこれを委嘱する。</u> 第 8 条 役員の任務は、次の通りとする	平成 28 年 10 月 22 日 愛光学園同窓会会則 第 3 条 本会は、次の会員を持って組織する。 (1)正会員：本学園の卒業生<u>及び在学した者</u>で、理事会の承認を得た者 第 4 条 本会の本部は、愛媛県松山市衣山 5 丁目 1610 番地 1 愛光学園内に置く。必要に応じ、<u>常任理事会で審議の上、理事会の承認により、</u>支部を置くことができる。 第 5 条 本会は、目的を達するために、次の事業を行う。 (2) <u>会員データの管理</u> (3) 同窓会活動における<u>必要な事業</u> 第 6 条 本会に、下記の役員を置く。 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 若干名 (3) 常任理事 若干名 (4) 理事 各期 1 名 (5) 監事 2 名 第 7 条 会長は、<u>理事会で選出し、総会で承認する。</u>その他の役員は、<u>会長が正会員中より指名し、総会で報告する。</u> 第 8 条 役員の任務は、次の通りとする。	・ 卒業生も承認 ・ 審議は常任理事会 ・ 名簿からデータ管理へ ・ 文言修正 ・ 各期幹事は役員から外す ・ 理事会選出、総会承認、その他総会で報告

(3) 会長、副会長、常任理事及び理事は、理事会を組織し、重要事項を審議する。 (4) 会長、副会長、及び常任理事は、常任理事会を組織し、常務に関する事項を審議する。 (5) 監事は、会計を監査する。 第9条 (1) 愛光学園学校長は、本会の<u>特別名誉会長</u>とする。 (2) 本会の役員を退いたもののうち、特に本会に功績あるものは、総会の承認を得て、<u>名誉会長</u>とすることができる。 第10条 本会は、<u>必要により総会を開く。</u> 第11条 総会においては、<u>会務を報告し、会則変更及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。本会における決議は、出席正会員の過半数の賛成を以てする。</u> 第14条 会則の改定及び会則に規定のない事項について決定する必要があるときは、<u>常任理事会で起案・検討し、書面またはメールによる理事の承認を得て決定し、次の総会で報告するものとす</u>	(3) 会長、副会長、常任理事及び理事は、理事会を組織し、重要事項を審議する。<u>理事会は出席者の過半数で決議する。</u> (4) 会長、副会長、及び常任理事は、常任理事会を組織し、常務に関する事項を審議、<u>執行</u>する。 (5) 監事は、<u>会務及び会計</u>を監査する。 第9条 <u>名誉会長及び顧問を置く。</u> (1) 愛光学園学校長は、本会の<u>名誉会長</u>とする。 (2) 本会の役員を退いたもののうち、特に本会に功績あるものは、<u>理事会</u>の承認を得て、<u>顧問</u>とすることができる 第10条 本会は、<u>決算日から3ヶ月以内に定期総会を開く。理事会の招集により臨時総会を開くことができる。</u> 第11条 総会においては、<u>会務及び会計を報告・承認し、</u>会則変更及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。<u>総会は、出席正会員の過半数で決議する。</u> 第14条 会則の改訂は、<u>常任理事会で審議し、理事会で決定の上、総会に報告するものとする。</u>なお、<u>重要な事項等の決定及びその他、常任理事会が必要と認めたときは、理事の過半数の賛成により、</u>	・決議要件追加 ・執行業務追加 ・会務追加 ・文言追加 ・呼称変更 ・理事会決議 ・定期、臨時総会を規定 ・会務報告追加 ・承認を追加 ・会則変更理事会決議、総会報告
---	---	--

る。	<u>書面・メール・FAXのいずれかの方法により、理事会決議を行うことができる。</u>	・書面等決議の要件規定 ・旧15条削除
<u>第15条 本会則の変更は、総会に諮るものとする。</u>		
付則： <u>この口座を管理するものは、会計 上松美和が取り扱うものとする。</u>	付則： <u>当会の資金を管理するものは、校長の了解の上、学校事務から会長が指名する。</u>	・個人名削除

(質問)「第2条『その発展』とは何を指すのか？」(29期京河) (応答)「学校および同窓会の発展」(亀井会長)

(質問)「旧15条について新14条に『総会に報告する』に変更という理解でよいのか？」(応答)「その通り」(亀井会長)

<原案通り決議・成立>

③ 同窓会会費納入方法について

井出副会長(18期)より説明

「会員の利便性からコンビニ収納について検討してきたが、運用にかかるコストが掛かりすぎる。そこでクレジットカード決済方法を検討してきた。クレジットカード決済は払う側・集める側の双方にとって便利であるので、手続きを進めてきた。

数社見積もりを取り、コストだけでなく親会社の安心もあり株式会社ペイジェントとの契約を進めている。

できれば“同窓会だより”にクレジットカード決済による会費納入を案内したかったが、「愛光学園同窓会」という任意団体ではクレジットカード会社の審査が通らず、学校法人愛光学園名で再契約を進めているため運用がずれこむ見通し。

“同窓会だより”には近日運用開始のチラシ案内を入れる予定。運用開始は10月半ばから下旬の見込み。

また開始にあたってはFacebookの愛光同窓会グループ(登録者数2000人強)でも発信予定。費用負担なし。

同窓会費未入金者に案内メールを一斉配信。把握している同窓生のメールアドレスは2,914件。費用負担なし。」

(質問)「クレジットカード会社はどこでもよいのか？」

(応答)「(手元に資料がないが)大手のところであれば大丈夫と思う」(井出副会長)

<報告>

④ 第 12 号同窓会名簿について

井出副会長(18 期)より説明

「判明率の結果報告 9/6 現在 総数 13,465 判明数 5,834 判明率 43.3% (判明には逝去者も含む) 各期別判明資料あり

掲載広告 目標 300 万 結果 321 万円

掲載内容特記事項：校歌の歌詞は、現行の「学舎に立つ若人達の」の隣に「(頬赤らめし男の子々達の)」を併記し、「※平成 28 年度歌詞変更」と注釈を入れた。また名簿本体の製作費 (印刷、製本) は、当初税別 620 万の見積もりだったが、見込みより頁数が減ったため、税別 600 万円となった。今回は同窓会役員の一覧を掲載。その原稿の確認過程で、役員の確認ができた。」

<報告>

⑤ 同窓会だよりについて

広報担当 小倉 (27 期) 氏より説明

「ページ数が 14P から 16P と増えた。12,500 部発行予定。発行・発送にかかる費用は 5 万円くらい増額。

30 期から 50 期の寄稿がほとんどないので、若い期の皆さんに寄稿をお願いしていきたい。総会・常任理事会・各地区支部会などをお願いしたい。同窓会だよりは 10/1-2 あたりに同窓生に届く予定。同窓会だよりは、去年から在校生の父兄にも配布している」

<報告>

⑥ 各地区同窓会・活動報告・会計報告～資料に基づき報告～

“九州地区” 報告者：石井 (29 期) 氏 「来年より総会開催日を 4 月から変更予定。代表が浅井氏 (4 期) から板阪氏 (21 期) に交替した。」

“京滋の会” 報告者：山本 (1 期) 氏 「会計報告に剰金とあるが、これは有志の浄財。学生、特に女性学生の参加が増え活気が出た。」

“関東地区” 報告者：島田 (25 期) 氏 「これまで総会の参加費を社会人一律 1 万円としてきたのを見直し、1～46 期は 8,000 円、47 期以降の社会人は 4,000 円、学生は無料としたため、収入は減少したが、参加者は増えた。会長が交代し池田(15 期)氏となった。」

“関西支部” 報告者：宮内（12期）氏 「学生の参加費を無料としたため参加者が増えたことは良かったが、親睦会に参加の学生の費用も無料にしなければいけないかもしれないという問題が起こった。結局就職活動のため親睦会に学生の参加はなかったが、今後の課題である」

<報告>

⑦ その他

（亀井会長）H29年の同窓会総会・懇親会は10/28（土）松山国際ホテルを予定

（末光名誉会長）今年の同窓会総会・懇親会は10/22（土）会場は全日空ホテル松山です。（会場がいつもと違うので注意）

10/8（土）までに各期理事が取りまとめ事務局に参加者数・名を報告してください。

ゴルフコンペの締め切りは最終10/15くらいまで受け付けます。

以上